

【様式編】

【 土砂災害・浸水 】
避難確保計画

【施設名： ○○○○ 】

令和 3 年 ○ 月 ○ 日 作成

様式編 目 次

市に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災研修及び訓練の実施	7	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	9	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	10	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	10	

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	11	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	12	様式 8
12	緊急連絡網	13	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	14	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	15	様式 11
15	防災体制一覧表	16	様式 12

1 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2・水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2・水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における利用者と職員の数、並びに想定される土砂災害・浸水は次のとおりである。

施設の利用者と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 80 名	昼間 50 名	休日 15 名	休日 10 名
夜間 0 名	夜間 3 名		

東京都建設局のホームページ「土砂災害警戒区域等マップ」を参照してください。

想定される土砂災害

現象名 (該当するものに○)	該当区域 (警戒区域・特別警戒区域)	箇所番号
急傾斜地の崩壊 土石流 地滑り	特別警戒区域 警戒区域	205001-K00× 205001-D0××

青梅市洪水ハザードマップを参照して下さい。

想定される浸水

対 象	該当の有無	浸水深
多摩川	有	0.3m～0.5m未満

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難場所は、土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域から、洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの浸水深および浸水継続時間から、次のとおりとする。

▼土砂災害ハザードマップは青梅市公式ホームページから確認する。

○土砂災害ハザードマップ

(http://www.city.ome.tokyo.jp/bosai/hazard_map.html##01)

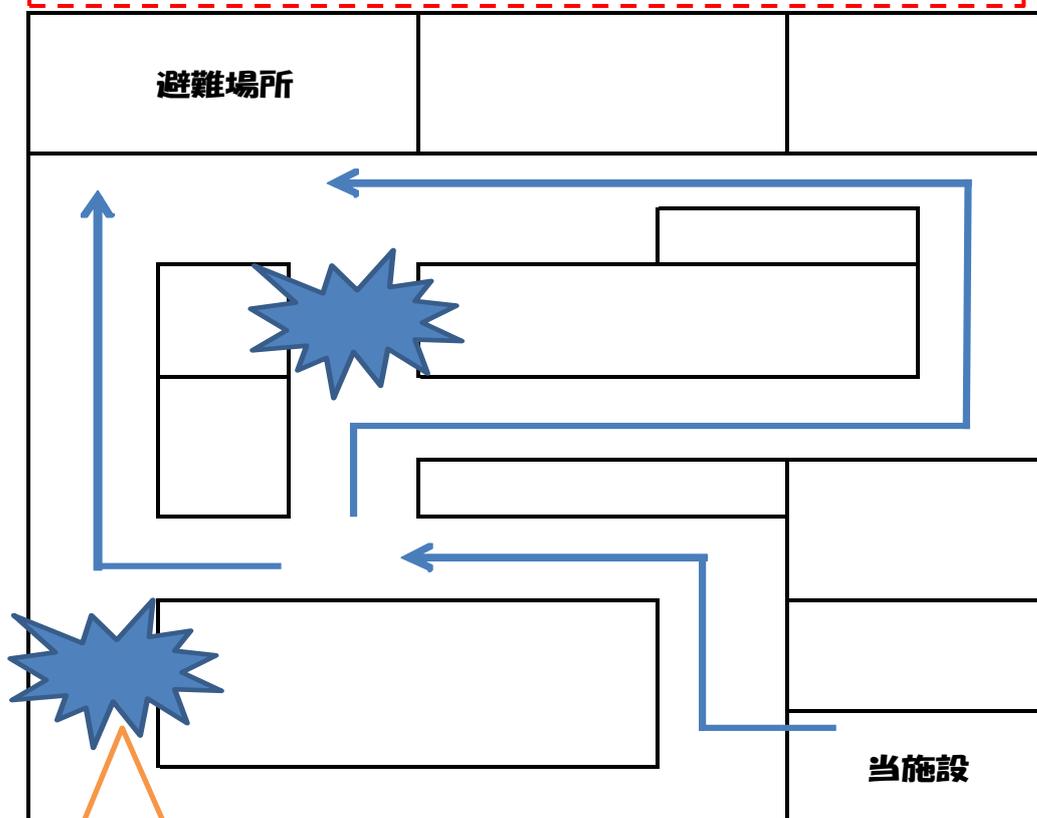
▼洪水ハザードマップは青梅市公式ホームページから確認する。

○洪水ハザードマップ

(<https://www.city.ome.tokyo.jp/bosai/2901kouzuihaza-domappu.html>)

避難経路図

避難ルートの中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討してください。



浸水想定区域・土砂災害
警戒区域を示す

【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

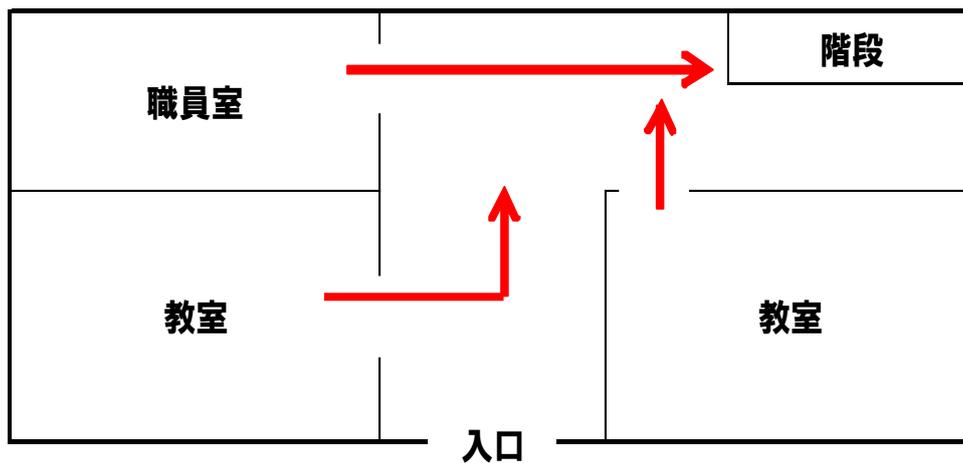
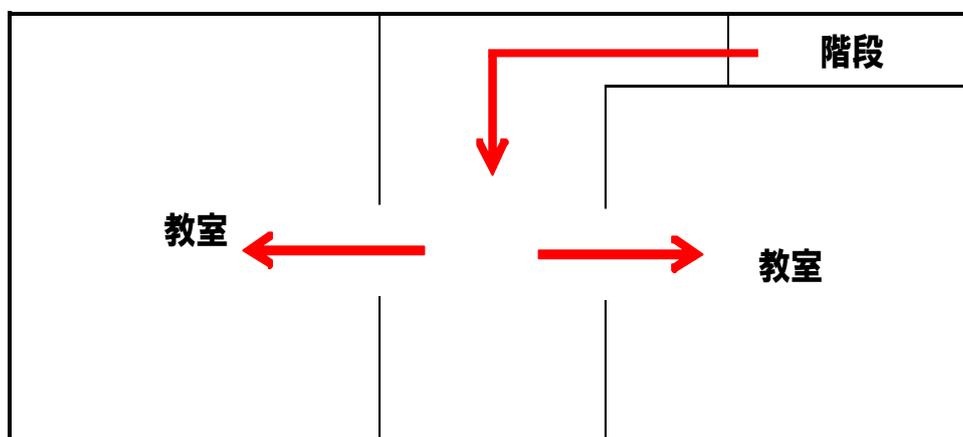
避難経路図

建物内において、より安全な部屋（崖から離れた2階以上の部屋・屋上など）へ移動し、安全を確保してください。

なお、次の条件に該当する場合は、屋内安全確保はできません。

（1） 施設が倒壊するような河川浸食の発生するおそれがある区域に施設がある場合

（2） 施設的全階層が水没してしまうおそれがある場合

1階平面図**2階平面図**

4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報が発表された場合 ・台風接近や大雨が予想される場合	注意体制確立	土砂災害警戒情報の収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	警戒体制確立	予想降水量の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 避難支援の協力依頼 避難所の開設状況の確認 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ <input type="checkbox"/> 気象庁ホームページ <input type="checkbox"/> 青梅市メール配信サービス など
土砂災害に関する情報	<input type="checkbox"/> 国土交通省ホームページ「被害状況」 <input type="checkbox"/> 気象庁ホームページ「土砂災害の危険度分布」 など
避難情報 高齢者等避難 避難指示	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 防災行政無線音声応答サービス (0800-800-0062) <input type="checkbox"/> 青梅市メール配信サービス <input type="checkbox"/> 緊急速報メール※ <input type="checkbox"/> 青梅市公式ホームページ <input type="checkbox"/> ツイッター (@ome_city_tokyo) など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、青梅市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「青梅市メール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○青梅市メール配信サービス
(ome@mpx.wagmap.jp)

配信される情報
<input type="checkbox"/> 気象警報（大雨警報、土砂災害警戒情報等） <input type="checkbox"/> 避難情報 など

(2) 情報伝達

- ① 避難情報や洪水予報等が発令されたことを把握した職員は、直ちに施設の管理権限者（または自衛水防組織の統括管理者）にその内容を報告する。
- ② 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立情報、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

6 避難誘導 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「**〇〇地区**」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況を青梅市メール配信サービスや青梅市公式ホームページ等から確認する。

(1) 避難場所

避難場所は土砂災害・浸水が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (土砂災害警戒区域外) (浸水想定区域外)	第〇中学校	(500) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 (
屋内安全確保	本施設 1 階		

(4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

- 避難場所（第〇中学校）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器・メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と認識できるよう誘導用ビブスを着用する。夜間の避難にあたっては照明器具を用いるなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無について確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等「保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理

- ・記入例を参考に必要な資機材を記載してください。
- ・必要に応じて項目を追加してください。

避難確保資機材等一覧

資 機 材	
情報収集 ・伝達	テレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォン、携帯・スマホ用バッテリー、タブレット、ファックス、懐中電灯、電池
避難誘導	名簿（従業員、施設利用者）、案内旗、誘導用ビブス、トランシーバー、携帯電話、スマートフォン、携帯・スマホ用バッテリー、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池
施設内の 一時避難	水 3日分（1人あたり <u>1日3L</u> ）、食料 3日分（1人あたり <u>9食分</u> ）、寝具、防寒具
高齢者	車いす、シルバーカー、杖、大人用おむつ
障害者	車いす
乳幼児	おむつ・おしりふき、おやつ、おんぶひも
その他	ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル、土のう

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年 **4月** に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年 **9月** に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 **10月** に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 **4** 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 **5** 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）〇〇〇〇（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、〇〇
〇勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 (青梅 ●●) (代行者 青梅 ●●)

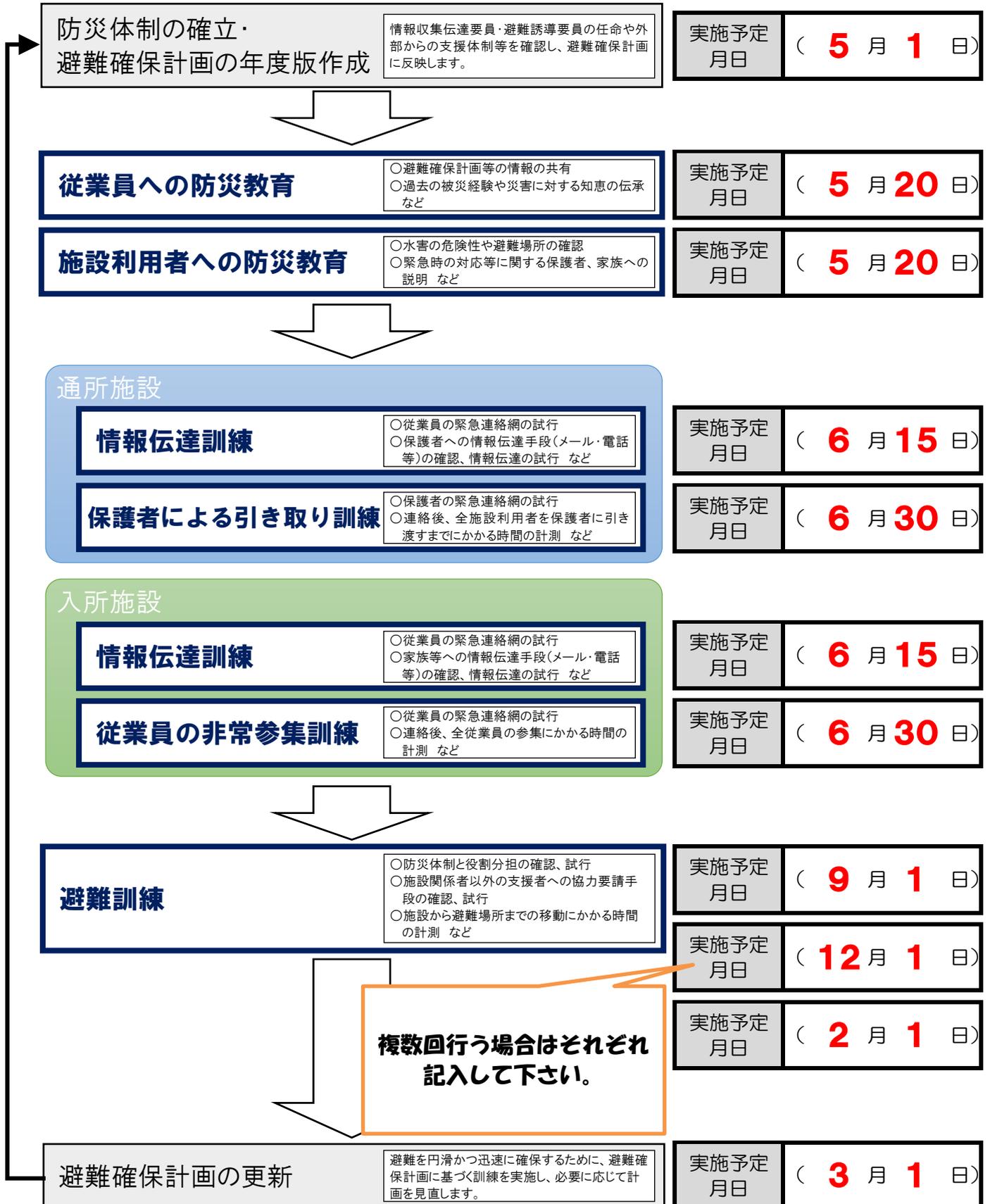
	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 (青梅 ●●) 班員 (4) 名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅 ●● ・ 青梅 ●● ・ 青梅 ●● ・ 青梅 ●● 	
避難 誘導班	班長 (青梅 ○○) 班員 (4) 名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅 ○○ ・ 青梅 ○○ ・ 青梅 ○○ ・ 青梅 ○○ 	

記入例を参考に必要な装備品を記載してください

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話、スマートフォン等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話、スマートフォン等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ピブス

10 防災教育及び訓練の年間計画



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関	既存のものがありましたら、活用してください。			

管理権限者 (青梅 ●●) (代行者 青梅 ●●)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (青梅 ●●)	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (4) 名	
	・ 青梅 ●●	
	・ 青梅 ●●	
	・ 青梅 ●●	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 (青梅 ○○)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (4) 名	
	・ 青梅 ○○	
	・ 青梅 ○○	
	・ 青梅 ○○	